

西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営事業実施要綱

(目的)

第1条 西宮市権利擁護支援センター運営事業（以下「事業」という。）は、高齢者及び障害者（児）に対し、地域における社会福祉の推進を図るため、権利擁護に関する総合的な支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活を継続することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を、適切な事業運営ができると認められる法人等（以下、「運営者」という。）に事業を委託できるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有するもので次に掲げる者とする。

- (1) 概ね65歳以上の高齢者及びその親族。
- (2) 障害者（児）及びその親族。
- (3) 民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者あんしん相談窓口など高齢者・障害者（児）に関する相談機関。
- (4) 地域において権利擁護支援活動を行う者。（以下「権利擁護支援者」という。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの。

(事業内容)

第4条 権利擁護支援センター（以下「支援センター」という。）は第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 権利擁護に関する専門相談・支援に関すること。
- (2) 成年後見制度利用支援に関すること。
- (3) 後見活動支援に関すること。
- (4) 成年後見制度普及・啓発・研修に関すること。
- (5) 権利擁護支援ネットワークに関すること。
- (6) 権利擁護支援者養成を目的とした研修の実施に関すること。
- (7) 権利擁護支援者人材バンクに関すること。

(職員の配置等)

第5条 運営者は、あらかじめ支援センターの管理責任者を定めるとともに、原則として次の職種の職員を常勤として配置するものとする。また、支援センターにおける各業務を適切に実施するためには、支援センター以外の業務との兼務は基本的に認められず、支援センターの業務に専従することが必要である。また、前項に掲げる(1)権利擁護に関する専門相談・支援事業については弁護士及び司法書士等に法的な支援が実施できるための体制の確保を行うものとする。

(1) 相談支援員

社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するもの、若しくは相談支援業務の経験年数が3年以上あるものいずれか5名

(運営の公平性・中立性の確保)

第6条 支援センターは第4条に掲げる事業を実施するに際し、公正・中立性の確保に努め適正な運営に努めなければならない。

2 運営者は、前項に掲げる内容が達成されているかの評価を目的に、定期的に西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会を開催するものとする。

(事業実施の留意事項)

第7条 運営者は、利用者の相談・支援内容について記録台帳により適切な管理を行うものとする。

2 運営者は、事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するものとする。

3 運営者は、年間の事業計画を定めるとともに、月間の事業計画を定め、計画的に実施するものとする。

4 運営者は定期的に事業の実施状況を市へ報告するとともに必要な指示を仰ぐものとする。

5 運営者は、相談を受けた場合、速やかに必要な活動を展開するものとする。

6 運営者は、支援センターの業務については、原則として、フレックスタイム制などの勤務体制を組み、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。

7 運営者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(利用料)

第8条 原則として無料とする。ただし、利用者が必要な経費については、利用者負担とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。